



### 振動規制法に基づく指定地域を有する市町村

県北地方	県中地方	県南地方	会津地方	相双地方	いわき地方
福島市	郡山市	白河市	会津若松市	相馬市	いわき市
二本松市	須賀川市	西郷村	喜多方市	南相馬市	
伊達市	鏡石町	矢吹町			
本宮市	石川町				

### 3 特定施設の種類の種類

別表 1 振動規制法に基づく特定施設の種類の種類

金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く
	機械プレス	
	せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。
	鍛造機	
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。
圧縮機	圧縮機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
土石用又は鉱物用機械	破碎機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
	摩砕機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
	ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
織機	織機	原動機を用いるものに限る。
コンクリート製造機械	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。
木材加工機械	ドラムバッカー	
	チップパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
印刷機械	印刷機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。
練用ロール機	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。
合成樹脂用射出成形機	合成樹脂用射出成形機	
鋳型造型機	鋳型造型機	ジョルト式のものに限る。

#### 4 規制基準及び区域の区分等

##### 振動規制法に基づく規制基準

区域の区分/ 時間の区分	昼 間 (7時～19時)	夜 間 (19時～7時)	地 域 の 範 囲
第1種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域相当
第2種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当、工業専用地域

(注) ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の区域では、上表に掲げる数値から更に5デシベルを減じた値とする。

#### 4 設置届出

振動規制法に基づく指定地域内において特定施設を設置しようとする場合は、設置工事の開始の日の30日前までに、市町村長に所定の事項を届け出なければなりません。

#### 5 計画変更勧告

振動規制法に基づく指定地域内において特定施設の設置の届出又は数等の変更の届出があった場合、その設置又は変更により工場等から発生する振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認められる場合は、届出を受理した日から30日以内に限り、市町村長は、振動防止のための措置等について計画変更の勧告を行うことが出来ます。

#### 6 改善勧告及び改善命令

振動規制法に基づく指定地域内において、特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその周辺的生活環境が損なわれていると認められる場合、市町村長は、振動防止の方法の改善等について勧告を行うことが出来ます。

また、計画変更勧告に従わずに特定施設を設置し、その振動が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれている場合等及び改善勧告に従わないで同様の事態が発生している場合は、振動の防止の方法の改善等について改善を命ずることが出来ます。